

# 生田暉雄弁護士とえひめ教科書裁判

## ●生田弁護士との出会い

2001年、歴史を歪曲し、戦争を賛美するいわゆる「つくる会」教科書が、検定を合格し、愛媛県教委と東京都教委は、いずれも知事の違法な政治介入を受け入れて、同教科書を採択しました。私たちは、この採択の撤回を求める行動を起こし、同教科書採択が知事の違法な政治介入であることを広く知らせることが、同教科書の採択を撤回させる上に重要であると考えました。

そして、その一つの取り組みとして、「違法採択取消訴訟」を起こそうと弁護士に相談しました。すると、「教科書を使用する生徒やその保護者、教員でもない貴方たちが、その違法を訴えても、貴方たちと採択とは直接的関係がないのであるから訴訟要件を満たしていないと理由で、訴えは却下（門前払い）され、裁判にならない」との趣旨の説明があり、代理人弁護士になることを引き受けてくれませんでした。それで、「却下され、裁判にならない」としても、違法な採択であることをアピールできるだろうと、代理人抜きの原告自らが訴訟行為を行う本人訴訟による裁判を起こしました。

地元新聞は、同採択を愛媛の重大な出来事であると大きく取り上げていましたので、裁判も社会的注目のなかではじまりました。このような状況でしたので、裁判長らは、「採択と貴方らは直接の関係がない」と一回で結審し、訴えを却下することは「マズイ」と判断したのでしょうか、一回で結審せず、6回の口頭弁論が開かれました。この間に、私たちは、新たな裁判を起こし、この裁判の原告に韓国をはじめ日本各地から多くの人に参加してくれました。

すると、裁判所に提出する書面に多数の原告の印鑑を押すという手続が必要になり、その作業がなかなか大変で、手首が腱鞘炎になるということが起こりました。これは大変だと、弁護士に相談してみようということになり、相談した弁護士が生田さんでした。

すると、生田さんは、「書面などの作成は、これまでどおり、原告自身が行うこと」を条件に、困っている事務的作業を軽減させるための代理人弁護士を引き受けてくれました。こうして、生田弁護士と私たち本人訴訟原告との共同訴訟（対等な仲間として互いの特徴を活かした共同訴訟）がはじまりました。

## ●生田弁護士とは

この共同訴訟が可能であったのは、生田さんが、次のような思考と人柄を合わせ持っていたからです。

法律の知識や裁判経験を上から押し付けることもなく、逆に、司法の現状に毒されていないという意味における原告の素人性は重要であり、しかも、採択を撤回させたいとの強い思いに基づく訴訟行為は大きな〈ちから〉であると、それを積極的に引き出し、活用するという柔軟な思考性。

最高裁による裁判官統制によるヒラメ裁判官化（最高裁の顔色を伺い、判決を出す裁判官）を変えるなどの「司法改革」が不可欠であり、それには、司法の現状に毒されていない（枠外）原告らの行動が重要であるとの認識。

何よりも、月に一回程度の「裁判のスタッフ会議」を、「多くのメンバーが高松に来るよりも、私が愛媛に出掛けた方が容易である」と愛媛での会議を開くことにし、多くの時間と費用を費やしての参加（自腹：交通費のみならず、必要と思われる資料を参加者数用意し配布）。

また、今回の香川県弁護士会の「懲戒処分」は、次のような背景があると思います。

最高裁の裁判官統制によるヒラメ裁判官化などの司法の有り様の告白と追及。  
裁判における原告・被告の代理人弁護士間、また弁護士と裁判所間での馴れ合い的な和解・司法取引に応じない。

このような、生田弁護士の存在は、同業者弁護士たちにこの上なく目障りだろうと思います。ゆえに、香川県弁護士会によるデッキ上げによる「8か月の業務停止」という異常な「懲戒処分」を行ったのではないのでしょうか。

## ●「えひめ教科書裁判」の経過概要

本人訴訟原告と生田弁護士による共同訴訟の「えひめ教科書裁判」は、2002年から2016年の間に、その時々国・愛媛県・知事・今治市・「つくる会」・最高裁長官などを被告しながら約30件の裁判を行ってきました。この間

に次のような変遷・経験を積んできました。

初期は、法律の素人性を運動のプラスの〈ちから〉に転化させる試みとして、〈法廷を学習の場〉にと、傍聴者にわかりやすい法廷を目指し、提出している書面の要旨を口頭で述べることなどに〈ちから〉を注ぎました。

次は、法的追及のために関係法令を学習し、実践的知識の獲得とその活用です。また、歴史教科書をめぐる裁判でしたので、同時に歴史の学習も行い、憲法97条の「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」という民衆史を重ねて、関係法令を理解し、解釈するという視点を獲得したと思います。この視点の獲得はとても大きかったと思います。

つまり、採択の撤回を目指す取り組みにおいて、支配者の過大な干渉から人々の自由を守るため、権力を〈法〉で縛るとの〈立憲主義〉原理は、違法な採択を追及する道具として、あるいは、歴史を歪曲し、戦争を賛美する「つくる会」系教科書は、子どもに適した教科書ではなく、子どもの学習権を侵害するなど、その違法を関係法令を当てはめて追及するようになりました。その結果、裁判では勝訴には至っていませんが、採択手続をかなり改善させてきました。これは、〈立憲主義〉原理が有する〈法〉の〈ちから〉を示していると思います。

生田弁護士は、権力分立に基づく「司法権の独立」が存在しない理由を、著書『裁判が日本を変える！』の中で、「裁判を統制するやり方には・・・個々の裁判（法廷）に干渉する方法と、裁判官個人を統制する方法」「上級裁判所の動向や裁判長の顔色をうかがう〈ヒラメ裁判官〉」「裁判所は、全国を一元的に統括する最高裁によってピラミット型に組織化」と述べ、この司法体質の改革が不可欠であると述べています。

私たちは、裁判長らが行政権力（国・県・市）側に立ち、強引な訴訟指揮や判決に直面し、その裁判長や最高裁長官を被告とする損害賠償裁判を起こしてきました。こうして、私たちの裁判は、何時しか〈主権実現手段としての裁判闘争〉となりました。ここに行き着いたのも生田弁護士との共同訴訟抜きではあり得なかったことです。

今回、生田さんの引っ越しは、愛媛の私たちにとっては寂しいですが、生田さんとのこれまでの関係は、今後も変わらなく続くだろうと思っています。として、関東圏のみなさんともつながって行きたいとお思います。

2016年12月10日

えひめ教科書裁判を支える会

奥村悦夫